

区の相談事例と全国の報道事例及び区の実践について

1 相談事例等について

	区の相談事例	全国の報道事例 ※別紙1にて報道記事全文を紹介
<p>タクシー 乗車拒否</p>	<p>ユニバーサルデザインタクシー（※1）に乗車しようとしたところ、乗車可能な電動車のサイズであったにもかかわらず、電動車を利用していることを理由に乗車を拒否された。</p> <p>区の対応 当該タクシー会社に相談内容を伝え、障害者差別解消法の趣旨等を説明した。当該タクシー会社は相談者への謝罪、社員全員に研修を行った。</p> <p>（平成30年10月に肢体不自由の方からの相談）</p>	<p>ユニバーサルデザインタクシーが、車いす利用者の乗車を断ったとして国土交通省中部運輸局が愛知県市内のタクシー会社に対し、タクシー1台を30日間の使用停止処分とした。</p> <p>（令和3年8月17日 共同通信から一部抜粋）</p>
<p>診療拒否</p>	<p>本人とのコミュニケーションが取れないことを理由にクリニックでの受診を断られた。手話通訳を派遣しても受診はできないと言われた。</p> <p>区の対応 当該クリニックに状況の聞き取りを行い、障害者差別解消法の説明、対応指針を確認するよう伝えた。</p> <p>（令和2年10月 聴覚に障がいのある方からの相談）</p>	<p>石川県白山市内にある病院が、娘の受診の同伴で介助犬を連れて来院した男性（電動車いす利用者）に対し、介助犬を連れてくることを理由に男性の受診の同伴を拒否した。男性の家族は病院側に障害者差別解消法の趣旨を説明したが理解が得られなかったため、男性の娘は受診ができず転院することとなった。</p> <p>（令和元年11月2日 東京新聞Webから一部抜粋）</p>
	<p>病院を受診しようとしたところ、医師から摂食障がいや嘔吐の恐れがある患者は新型コロナウイルス感染症の疑いがあるため、診察できないと言われた。</p> <p>区の対応 当該病院に相談内容を伝え、障害者差別解消法の趣旨を説明した。病院側としては、障がいを理由に診察を拒否したのではなく、感染症対策の観点から治療を断ったことであつたため、治療を断った理由を説明するとともに、建設的対話に努めるよう協力を依頼した。</p> <p>（令和2年10月 精神・発達障がいのある方からの相談）</p>	<p>全国の精神科に入院している患者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した患者の6割が治療設備の整った病院に転院できなかったことが日本精神科病院協会の調査でわかつた。</p> <p>「受け入れ先の病床が逼迫している」「精神状態が不安定な人は安静を保てない」などを理由に転院を拒否されていた。</p> <p>（令和3年4月13日 読売新聞オンラインから一部抜粋）</p>
<p>施設 コンフリクト （※2）</p>	<p>区内に障がい者グループホーム開設を予定していたグループホーム事業者がグループホーム工事のお知らせを近隣住民へ配布したところ「グループホームができるとは聞いていない。」と近隣住民から苦情が入った。住民説明会及び個別訪問による説明を行ったが、理解が得られず、グループホーム開設場所を変更することとなった。</p> <p>（令和3年9月 区内で起きた施設コンフリクト）</p>	<p>横浜市に建設予定の知的障がい者や精神障がい者のグループホーム建設に近隣住民が反対するのは差別にあたるとして、運営会社と入居予定者の家族が市に紛争解決のための相談対応とあつせんの申し立てを行った。</p> <p>（令和元年5月24日 日本経済新聞から一部抜粋）</p>

※1 ユニバーサルデザインタクシー・・・通常のドアよりも大型でドアも大きく、スロープも備えられているため、車いすのまま乗降が可能なタクシー

※2 施設コンフリクト・・・施設等建設時に施設と地域間で起こる対立

2 区とりくの取組みについて

<p style="text-align: center;">げんざい とりく 現在の取組み</p>	<p style="text-align: center;">こんご とりく あん 今後の取組み(案)</p>
<p>しょうがいしゃ さべつかいしょうほう さくせいおよ くみん はいふ べっし ・ 障害者差別解消法パンフレットの作成及び区民への配布【別紙2】</p> <p>しょうがいしゃ さべつかいしょうほう じどうむ ぼん さくせいおよ くないしょうがく ねんせい はいふ べっし ・ 障害者差別解消法パンフレット（児童向け版）の作成及び区内小学4年生への配布【別紙3】</p> <p>しょうがいしゃ さべつかいしょうほう じどうむ ぼん さくせいおよ くないしょうがく ねんせい はいふ べっし ・ チラシ「障がい者差別の解消をめざして」を作成及び区民・区内事業者等への配布【別紙4】</p> <p>く しょうがいしゃ さべつかいしょうほう もう ごうりてきはいりよ こうじれいしゅう けいさい ・ 区ホームページに「障害者差別解消法について」のページを設け、合理的配慮の好事例集を掲載【別紙5】</p> <p>しゅわげんごおよ しょうがいしゃ いしそつう かん じょうれい さくせいおよ くみん くないじぎょうしゃとう はい ・ 手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例パンフレットの作成及び区民・区内事業者等への配 布（障がい別の特性や配慮の例を記載）【別紙6】</p> <p>くほう しょう ふくしとくしゅうごう ごうりてきはいりよ しょうかい がつ にちごう べっし ・ 区報「障がい福祉特集号」にて合理的配慮についてを紹介（2月3日号）【別紙7】</p>	<p>しょう しゃ さべつ かいしょう はいふ すず げんざい みるせい いんじどう いんかいちようきょうぎ ・ チラシ「障がい者差別の解消をめざして」の配布を進める。現在、民生委員児童委員会 長 協議 会、公共交通機関や区内教育機関には配布を行っており、今後は商店街等、障がいのある方が普 段利用する事業者等への配布を進める。</p> <p>しょう しゃ さべつ かいしょう ごうりてきはいりよ けんせつてきたいわ ほか ほうかいせい みる チラシ「障がい者差別の解消をめざして」には、合理的配慮や建設的対話の他に、法改正により民 間事業者の合理的配慮が「努力義務」から「義務」に変更になったことや左記の区ホームページ情 報等も掲載しており、法に付随する情報へのアクセスも期待でき、法の理解促進の一助とする。</p> <p>しょうがっこう しゅつちようこうぎ じどうき しょう まな きかい しょう しゃ かか ・ 小学校への出張講座を行い、児童期から障がいについて学ぶ機会をつくる。障がい者と関わる ことで障がい理解を深め、地域で暮らす障がい者と共生していくという認識を育成する。</p>